重 要 事 項 説 明 書

1. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	済生会にぎたつ苑	
サービスの種類	介護予防支援	
事業所の所在地	〒791-8026 松山市山西町841番地1	
電話番号	089-951-1514	
指定年月日・事業所番号	令和6年4月15日指定	
管理者の氏名	井川 義伸	
通常の事業の実施地域	松山市 (旧北条市、旧中島町を除きます)	

2. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅におい
事業の目的	て自立した日常生活を営むことができるよう、適正な介護予防支援を提供す
	ることを目的とします。
運営の方針	 ① 介護予防支援を受けている者(以下「利用者」といいます)が、要支援 状態となった場合において可能な限りその居宅において、利用者の状態 に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、また利用者 の心身の状況、その置かれている環境等に応じ利用者の選択に基づき適 切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者から提供される よう適正に推進します。 ② 事業所の介護支援専門員は、介護予防支援の提供に当たってはその利用 者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供 される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事 業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとします。また、介護予防支援については、利用者の主体的な参加が重要であること を十分説明し、理解を得るものとします。 ③ 事業所の職員は、事業の運営に当たっては、市町村、他の介護予防支援 事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。 ④ 介護支援専門員の異動等により、担当の介護支援専門員の交代を依頼する事もあります。

3. 職員の職種、人数、及び職務内容

- (1) 管理者 (兼務・常勤職員 1名): 事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的 に行います。
- (2) 介護支援専門員(専従または兼務の常勤職員7名以上):介護予防支援事業の提供に当たります。

4. 営業日及び営業時間

月曜日から金曜日 (8時30分から17時15分まで)

但し、国民の祝日、5月 30日、8月 15日~8月 16日、年末年始(12月 29日~ 1月 3日)は、休業とします。

尚、休日、夜間等の営業時間外も常時連絡できる体制を整備し、必要に応じて相談に応じることができます。

営業時間外の連絡先

居宅介護支援事業所の直通電話から拘束当番に転送されます

5. 介護予防支援の提供方法、内容

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所で行います。
- (2) 課題分析(アセスメント)は、MDS-HC/CAPSを利用します。
- (3) サービス担当者会議は事業所内及び利用者宅、その他必要と認められる場所において開催します。(同意の上、オンライン開催可能)
- (4) 介護支援専門員は、原則、3ヶ月に1回は利用者の居宅で面接を行い、且つ、少なくとも月に1回はモニタリングの結果を記録するものとします。6ヶ月に1回の利用者の居宅で面接を行う場合においては、利用者の居宅に訪問しない月に、テレビ電話等で行うことも可能です。
 - ① テレビ電話等で行うことの同意
 - ② サービス担当者会議等で主治医及び担当者その他の関係者の合意
 - ・利用者の心身の状況が安定していること
 - ・利用者がテレビ電話等を活用して意思疎通を行うことが可能であること
 - ・テレビ電話等を活用したモニタリングで把握できない情報につて、担当者 から提供をうけること
- (5) 介護支援専門員は、利用者の介護保険被保険者証及び、生活保護受給者、公費負担医療受給者においてはその受給者証等を必要時確認します。
- (6) 介護予防ケアプランに位置づける介護予防サービス事業所については、複数の事業所の紹介を求めることができます。また、介護支援専門員に対して、当該事業所の介護予防ケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。
- (7) 利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門 員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう協力を依頼します。

6. 苦情申立の制度

(1) 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口を設置します。

受付時間 平 日 8:30~17:15(土・日・祝、5月30日、

8月15日~8月16日、年末年始(12月

29 日~1月3日まで)

事業所窓口 電 話 089-951-1514

FAX 089-951-1199

担 当 管理者 井川 義 伸

松山市窓口(指導監査課) 平 日 8:30~17:15(土・日・祝休み)

電 話 089-948-6968

国民健康保険団体連合会(介護・福祉課)

平 日 8:30~17:15 (土・日・祝休み)

電 話 089-968-8700

愛媛福祉サービス運営適正化委員会 (愛媛県社会福祉協議会)

平 日 午前9:00~12:00 (土・日・祝休み)

午後 13:00~16:30

電 話 089-998-3477

- (2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順をとります。
 - ① 利用者からの相談・苦情等の申し出があり、その案件が軽微なもので受付担 当者において直ちに処理できるものについて、その都度対処します。
 - ② 受付担当者において対応できないと判断される案件については、詳しい内容について関係者からの聞き取り調査等を行い上司に報告して管理者を長とする関係者検討会を行い、その具体的処理について迅速適切に対応します。
 - ③ 相談・苦情等の処理簿を備え、案件に対する具体的処理の状況(会議の状況、利用者への通知等)を記録し、そのサービス完結の日から5年間保存します。
- (3) 介護予防サービス事業者に対する案件については、直ちにサービス事業者に通知 するとともに、(2) の手順により処理し、その結果介護予防サービスが不適切と 判断される場合は必要に応じて改善を求めます。
- (4) 相談・苦情の案件について事業所内各種会議等において、職員の共通の課題として認識を持ちサービスの充実を図ります。

7. 事故発生時の対応等

- (1) 事業所は事業所業務の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。 また、事故(緊急時)対応マニュアル沿った対応をおこない、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- (2) 事業所は事業所業務の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

8. 秘密保持

- (1) 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- (2) 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら すことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき 旨を職員との雇用契約の内容とする。
- (3) 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、 利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あ らかじめ文書により得るものとする。

9. 虐待の防止のための措置

- (1) 高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を記載します。
 - ・虐待防止委員会の開催
 - ・高齢者虐待防止のための指針の整備
 - ・虐待防止研修の実施
 - ・専任担当者の配置(管理者:井川義伸)

10. 身体拘束等の適正化

(1) 利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録にする。

11. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

(1) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む

12. 業務継続計画(BCP)の策定及び強化

(1) 感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して介護予防支援の提供を受けられるよう、介護予防支援の提供を継続的に実施するための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護予防支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施します。

13. 感染症が発生、又はまん延防止の措置

- (1) 感染症の発生及びまん延防止に関する下記の措置を記載します。
 - ・感染対策委員会の開催
 - ・感染症及びまん延防止のための指針の整備
 - ・感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施
 - ・専任担当者の配置 (管理者:井川 義伸)